

令和5年度茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金支給要項

(趣旨)

第1条 知事は、原油価格の高騰などにより厳しい経営状況にある地域鉄道事業者、乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者の各事業者に対し、事業継続を支援し県民の移動手段を確保するため、予算の範囲内において支援金を支給するものとし、その支給については、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者をいう。
- 二 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- 三 貸切バス事業者 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- 四 タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- 五 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 県内に路線がある鉄道事業者であって、別表第1の1の項に掲げるもの
- 二 乗合バス事業者であって、別表第2の1の項に掲げるもの
- 三 貸切バス事業者であって、別表第3の1の項に掲げるもの
- 四 タクシー事業者であって、別表第4の1の項に掲げるもの
- 五 自動車運転代行業者であって、別表第5の1の項に掲げるもの

(不支給要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。

- 一 自己又は自己の役員が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと思事判断する者

二 未納となっている県税がある者。ただし、県税に関して県から徴収猶予を受けている者又は県と納付誓約を締結している者を除く。

(支援金の支給額)

第5条 支援金の支給額は、鉄道事業者にあつては別表第1の2の項、乗合バス事業者にあつては別表第2の2の項、貸切バス事業者にあつては別表第3の2の項、タクシー事業者にあつては別表第4の2の項、自動車運転代行業者にあつては別表第5の2の項に定める額とする。

(支援金の支給申請)

第6条 支援金の申請期間は、この要項の施行の日から令和5年9月30日までとする。

2 支給対象者は、支援金の支給を受けようとするときは、前項の申請期間内に到達するよう、茨城県知事に申請をしなければならない。なお、申請の方法は、いばらき電子申請・届出サービスによる申請を原則とするが、これによらない場合は、支援金支給申請書兼請求書(鉄道事業者にあつては様式第1-1号、乗合バス事業者にあつては様式第1-2号、貸切バス事業者にあつては様式第1-3号、タクシー事業者にあつては様式第1-4号、自動車運転代行業者にあつては様式第1-5号)により、書面にて申請することができるものとする。

3 支給対象者は、前項の申請にあつては、鉄道事業者にあつては別表第1の3の項、乗合バス事業者にあつては別表第2の3の項、貸切バス事業者にあつては別表第3の3の項、タクシー事業者にあつては別表第4の3の項、自動車運転代行業者にあつては別表第5の3の項に掲げる書類を添付するものとする。

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者（前条第2項に基づく申請をした者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、支援金を支給しない。

- 一 支給対象者であること。
- 二 第4条に規定する不支給要件に該当しないこと。
- 三 第10条第1項の規定に基づき、知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- 四 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、第10条第2項の規定に従い、支援金の返還を行うこと。

(支援金の支給決定)

第8条 知事は、第6条第2項の規定による支援金の支給申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の支給を決定し、支援金を支給するものとする。

- 2 知事は、前項の審査の結果、支援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し支援金不支給決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(支援金支給の方法)

第9条 知事は、支援金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

(虚偽や不正への対応)

第10条 知事は、申請者が支給対象者に該当しないと疑われる場合、第4条に規定する不支給要件に該当すると疑われる場合又は虚偽や不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出指示、事情聴取又は立ち入り検査を行うことができる。なお、既に支援金を支給した場合も同様とする。

- 2 知事は、前項の調査の結果、申請者が支給対象者に該当しないこと、第4条に規定する不支給要件に該当すること又は虚偽や不正な手段により申請したことが支援金の支給決定後に判明したときは、既に行った支給決定を取り消し、既に支給した支援金については、申請者に返還期日を定めて、返還を命ずることができる。

(返還)

第11条 知事は、前条の規定により支給決定の取消しを受けた者が返還期日までに支

援金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該支給額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を徴収するものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和5年7月3日から施行する。

別表第1 鉄道事業者

<p>1 支給対象者</p>	<p>関東鉄道株式会社 鹿島臨海鉄道株式会社 ひたちなか海浜鉄道株式会社 真岡鐵道株式会社</p>								
<p>2 支給額</p>	<p>令和元年度における支給対象者の旅客車(内燃動車に限る。)の自線走行キロ(注)を2で除し、1両当たりの燃費相当(2 km/l)で除して、燃料高騰相当額(6.4円/l)を乗じて得た額の2分の1の額</p> <p>(注)支給対象者の旅客車(内動燃車)の自線走行キロは以下の距離数とする。(2019年度国土交通省「鉄道統計年報」上の自己車両自線走行キロ(旅客車・内燃動車))</p> <table data-bbox="563 846 1201 1025"> <tr> <td>関東鉄道株式会社</td> <td>3,298千km/年</td> </tr> <tr> <td>鹿島臨海鉄道株式会社</td> <td>1,775千km/年</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか海浜鉄道株式会社</td> <td>386千km/年</td> </tr> <tr> <td>真岡鐵道株式会社</td> <td>162千km/年</td> </tr> </table> <p>※ 真岡鐵道株式会社については、茨城県内分の自己車両自線走行キロ相当とする。</p>	関東鉄道株式会社	3,298千km/年	鹿島臨海鉄道株式会社	1,775千km/年	ひたちなか海浜鉄道株式会社	386千km/年	真岡鐵道株式会社	162千km/年
関東鉄道株式会社	3,298千km/年								
鹿島臨海鉄道株式会社	1,775千km/年								
ひたちなか海浜鉄道株式会社	386千km/年								
真岡鐵道株式会社	162千km/年								
<p>3 申請書の添付書類</p>	<p>(1) 支援金の振込先の預金通帳等の写し (2) 県税の未納がないことを証する納税証明書(発行日が申請日前3箇月以内のもの)の写し。ただし、書面による申請の場合は、当該納税証明書原本 (3) (県税に関して県から徴収猶予を受けている場合又は県と納付誓約を締結している場合は)それらが分かる書面の写し</p> <p>ただし、(1)については、令和4年度に実施した茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金の申請時に既に提出しており、その時から内容に変更がない場合は、提出を省略することができる。</p>								

別表第2 乗合バス事業者

<p>1 支給対象者</p>	<p>次の要件をすべて満たす乗合バス事業者であること。</p> <p>(1) 茨城県内に営業所があること。</p> <p>(2) 市町村又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議が運行委託等を行う系統（以下、「コミュニティバス等」という。）のみで営業する者でないこと。</p> <p>(3) 申請日（第6条第2項に基づく申請をした日（いばらき電子申請・届出サービスにより申請をする場合は当該サービスから送信した日をいい、書面により申請をする場合は支援金支給申請書兼請求書に記載された日）をいう。以下同じ。）時点において、営業をしていること。</p>
<p>2 支給額</p>	<p>令和5年6月1日時点で、申請者が県内の営業所において保有し、国土交通省関東運輸局に登録されている一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車（コミュニティバス等の用にのみ供する車両を除く。以下この表において「支援金対象車両」という。）の台数1台につき、1万5千円</p>
<p>3 申請書の添付書類</p>	<p>(1) 国から一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていることが確認できる書類（許可書等）の写し</p> <p>(2) 支援金の振込先の預金通帳等の写し</p> <p>(3) 令和5年6月1日時点の支援金対象車両の車検証又は運輸支局で許可を受けている支援金対象車両の台数が確認できる書類の写し</p> <p>(4) 県税の未納がないことを証する納税証明書（発行日が申請日前3箇月以内のもの）の写し。ただし、書面による申請の場合は、当該納税証明書原本</p> <p>(5) （県税に関して県から徴収猶予を受けている場合又は県と納付誓約を締結している場合は）それらが分かる書面の写し</p> <p>ただし、(1)及び(2)については、令和4年度に実施した茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金の申請時に既に提出しており、その時から内容に変更がない場合は、提出を省略することができる。</p>

別表第3 貸切バス事業者

<p>1 支給対象者</p>	<p>次の要件をすべて満たす貸切バス事業者であること。 (1) 茨城県内に営業所があること。 (2) 申請日時点において営業をしていること。</p>
<p>2 支給額</p>	<p>令和5年6月1日時点で、申請者が県内の営業所において保有し、国土交通省関東運輸局に登録されている一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下この表において「支援金対象車両」という。）の台数1台につき、5千円</p>
<p>3 申請書の添付書類</p>	<p>(1) 国から一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることが確認できる書類（許可書等）の写し (2) 支援金の振込先の預金通帳等の写し (3) 令和5年6月1日時点の支援金対象車両の車検証又は運輸支局で許可を受けている支援金対象車両の台数が確認できる書類の写し (4) 県税の未納がないことを証する納税証明書（発行日が申請日前3箇月以内のもの）の写し。ただし、書面による申請の場合は、当該納税証明書原本 (5)（県税に関して県から徴収猶予を受けている場合又は県と納付誓約を締結している場合は）それらが分かる書面の写し</p> <p>ただし、(1)及び(2)については、令和4年度に実施した茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金の申請時に既に提出しており、その時から内容に変更がない場合は、提出を省略することができる。</p>

別表第4 タクシー事業者

<p>1 支給対象者</p>	<p>次の要件をすべて満たすタクシー事業者であること。</p> <p>(1) 茨城県内に営業所があること。</p> <p>(2) 福祉輸送サービスに限定して一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者でないこと。</p> <p>(3) 申請日時点において営業をしていること。</p>
<p>2 支給額</p>	<p>令和5年6月1日時点で、申請者が県内の営業所において保有し、国土交通省関東運輸局に登録されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車(福祉輸送サービスの用にのみ供する福祉自動車を除く。以下この表において「支援金対象車両」という。)の台数1台につき、5千円</p>
<p>3 申請書の添付書類</p>	<p>(1) 国から一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることが確認できる書類(許可書等)の写し</p> <p>(2) 支援金の振込先の預金通帳等の写し</p> <p>(3) 令和5年6月1日時点の支援金対象車両の車検証又は運輸支局で許可を受けている支援金対象車両の台数が確認できる書類の写し</p> <p>(4) 県税の未納がないことを証する納税証明書(発行日が申請日前3箇月以内のもの)の写し。ただし、書面による申請の場合は、当該納税証明書原本</p> <p>(5) (県税に関して県から徴収猶予を受けている場合又は県と納付誓約を締結している場合は)それらが分かる書面の写し</p> <p>ただし、(1)及び(2)については、令和4年度に実施した茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金の申請時に既に提出しており、その時から内容に変更がない場合は、提出を省略することができる。</p>

別表第5 自動車運転代行業者

<p>1 支給対象者</p>	<p>次の要件をすべて満たす自動車運転代行業者であること。</p> <p>(1) 茨城県内に営業所を有すること。</p> <p>(2) 令和5年6月1日までに、茨城県公安委員会から自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の認定を受けていること。</p> <p>(3) 申請日時点において営業をしていること。</p>
<p>2 支給額</p>	<p>令和5年6月1日時点で、申請者が茨城県公安委員会に届出を行っている随伴用自動車(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第7項に規定する随伴用自動車をいう。)の台数1台につき、2千5百円</p>
<p>3 申請書の添付書類</p>	<p>(1) 支援金の振込先の預金通帳等の写し</p> <p>(2) 県税の未納がないことを証する納税証明書(発行日が申請日前3箇月以内のもの)の写し。ただし、書面による申請の場合は、当該納税証明書原本</p> <p>(3) (県税に関して県から徴収猶予を受けている場合又は県と納付誓約を締結している場合は)それらが分かる書面の写し</p> <p>ただし、(1)については、令和4年度に実施した茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金の申請時に既に提出しており、その時から内容に変更がない場合は、提出を省略することができる。</p>